

# 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 1 月 23 日（金）第3078号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告

### 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定 (水産振興課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 5
- 事業施行についての周知措置 (2件) (都市計画課取扱い) 6

### 公

### 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 6

## 告 示

### 鹿児島県告示第45号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成27年 1 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8415	平成27年 1月15日	映 画	好色長襦袢 若妻の悶え	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8416			性欲過多症 たまらない人妻たち	新日本映像		
8417			女看護師 やすらぎの美乳	オーピー映画		
8418			艶剣客2 くノ一色洗脳	新東宝映画		
8419			往診女医の疼き 介護恥療	新日本映像		
8420			紅い発情 魔性の香り	オーピー映画		
8421			人妻未亡人 不倫汗まみれ	新東宝映画		
8422			好きもの女房 ハメ狂い	新東宝映画		
8423			強制飼育 OL肉奴隷	オーピー映画		

### 鹿児島県告示第46号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成27年 1 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25015	平成27年 1月15日	雑 誌	miniパラ 2月号 08493-2	竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25016			微熱SUPERデラックス 2月号 07689-02	セブン新社		
25017			恋愛LoveMAX 2月号 17744-2	秋田書店		
25018			D a r i a 2月号 05839-02	フロンティア アワークス		
25019			アクションピザッツDX 2月号 11463-2	双葉社		
25020			COMIC 快樂天 2月号 13877-2	ワニマガジン社		
25021			COMIC ペンギンクラブ 2月号 07913-2	富士美出版		

## 鹿児島県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市大隅町坂元字松尾1355番6, 1355番7, 1358番1, 1358番5から1358番10まで, 1358番13, 1358番14, 字向井園4142番7, 4142番8, 4143番2, 4143番4, 4144番, 4145番2, 4145番3, 大隅町須田木字川路山850番2, 851番, 880番1, 888番, 889番1, 889番3, 891番1, 903番3, 大隅町月野字藤ヶ嶺6509番2, 6519番2, 6521番1, 6523番1, 6524番1, 6525番から6527番まで, 6528番2, 6529番2, 6530番2, 6531番, 字中良迫8991番2, 8994番2, 8996番2, 字高松9000番1, 9002番2, 字高松尻9392番1から9392番5まで, 9393番

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市末吉町岩崎字稻荷山4882番2，4883番2，字後家行5013番3，5013番4，5014番2，5014番3，5015番2，5016番2，字有持5040番2，末吉町深川字亀ヶ尾ノ頭4578番5，4578番8，字国原ノ前4641番3，4641番4，字田ノ神ノ上4909番3，4909番4，4913番2，財部町北俣字下ナラ谷6089番1，6089番3

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
笠寿園デイサービスセンター	奄美市笠利町節田1590番地	社会福祉法人愛誠会	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	堅山 榮三	平成26年12月22日	通所介護
池田メディカルフィットネスセンター	鹿屋市白水町1986-4	医療法人青仁会	鹿屋市下祇川町1830	池田 徹	平成27年1月1日	通所介護
デイきずな	奄美市名瀬浜里町49番地	株式会社きずな	奄美市名瀬大字小宿1182番1号 ハイツ・メグ101号室	勝村 克彦	平成27年1月1日	通所介護

## 鹿児島県告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
笠寿園デイサービスセンター	奄美市笠利町節田1590番地	社会福祉法人愛誠会	大島郡龍郷町赤尾木1356番地	堅山 榮三	平成26年12月22日	介護予防通所介護
デイきずな	奄美市名瀬浜里町49番地	株式会社きずな	奄美市名瀬大字小宿1182番1号 ハイツ・メグ101号室	勝村 克彦	平成27年1月1日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第51号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成27年 1 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 許可の申請を要する者

次に掲げる海域において、手繰第1種漁業を営もうとする者

- (1) 南さつま市笠沙町野間岬から薩摩川内市下甑町鷹島を見通す線以北、同線上の南さつま市笠沙町野間岬から17,500メートルの点（以下「点ケ」という。）と薩摩川内市里町殿ノ埼を結ぶ直線以西及び同市上甑町縄瀬鼻から正北の線以西の鹿児島県海域。ただし、次の各点を順次直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域を除く。

点ア 薩摩川内市里町殿ノ埼

点イ 薩摩川内市下甑町尾岳頂上と南さつま市金峰町金峰山頂上を結ぶ直線と、点アと点ケを結ぶ直線との交点

点ウ 薩摩川内市下甑町鷹島と同市里町遠目木山頂上を結ぶ直線と、同市下甑町尾岳頂上と南さつま市金峰町金峰山頂上を結ぶ直線との交点

点エ 薩摩川内市下甑町津口鼻から同市下甑町鷹島を見通す線上の同市下甑町津口鼻から4,000メートルの点

点オ 薩摩川内市下甑町野崎ノ鼻から南西4,000メートルの点

点カ 薩摩川内市下甑町早埼から正西3,500メートルの点

点キ 薩摩川内市上甑町縄瀬鼻から正北の線と北緯32度線との交点

点ク 薩摩川内市上甑町縄瀬鼻

- (2) 南さつま市笠沙町野間岬（点カ）から薩摩川内市下甑町鷹島を見通す線、指宿市開聞岳頂上（点ア）、点イ及び屋久島町口永良部島野埼を順次直線で結ぶ線並びに同町口永良部島野埼から正西の線で囲まれた鹿児島県海域。ただし、次の各点を順次直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域並びに口永良部島、竹島、硫黄島、黒島及び宇治群島の周囲3,000メートルの区域を除く。

点ア 指宿市開聞岳頂上

点イ 南大隅町佐多岬と屋久島町永田岬（御埼）を結ぶ直線と、同町口永良部島野埼と肝付町観音埼を結ぶ直線との交点

点ウ 指宿市開聞岳頂上から正南4,000メートルの点

点エ 南さつま市坊津町坊ノ岬から南西5,600メートルの点

点オ 南さつま市笠沙町野間岬から薩摩川内市下甑町鷹島を見通す線上の南さつま市笠沙町野間岬から5,600メートルの点

点カ 南さつま市笠沙町野間岬

## 2 許可の申請の期間

平成27年 2 月 2 日から同月16日まで

## 鹿児島県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年 1 月 23 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 1 月 23 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	出水菱刈線	出水市上大川内白木川内国有林1042林班ろ1小班地先	前後	13.9～18.9 14.8～33.2	35.0 35.0

		から1042林班は小班地先まで			
		出水市上大川内白木川内国有林1042林班れ小班地先内	前	9.4～18.2	92.5
			後	16.4～49.3	92.5

**鹿児島県告示第53号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年1月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	出水菱刈線	出水市上大川内白木川内国有林1042林班ろ1小班地先から1042林班は小班地先まで	平成27年1月23日
		出水市上大川内白木川内国有林1042林班れ小班地先内	

**鹿児島県告示第54号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年1月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町平山字ヌカス469番地先から488番3地先まで	前	16.0～16.5	7.0
			後	18.0～18.5	7.0
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字笠利字富城35番1地先から同市笠利町大字須野字小廣423番2地先まで	前	7.0～17.0	2,158.0
			前	14.0～55.0	2,000.0
			後	7.0～17.0	2,158.0
			後	9.8～45.0	2,000.0

**鹿児島県告示第55号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年1月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町平山字ヌカス469番地先から488番3地先まで	平成27年1月23日

佐仁万屋赤木名 線	奄美市笠利町大字笠利字富城35番1地先から同市笠 利町大字辺留字アカレ808番1地先まで
--------------	---

**鹿児島県告示第56号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により，都市計画事業について次のとおり九州地方整備局長の認可の告示があった。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 国分都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・11号 新町線
- 2 施行者の名称  
鹿児島県
- 3 事務所の所在地（事務所の名称）  
始良市加治木町諏訪町12（始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
霧島市国分中央一丁目及び国分向花町地内
  - (2) 使用の部分  
霧島市国分中央一丁目地内
- 5 告示年月日及び番号  
平成26年12月19日九州地方整備局告示第258号

**鹿児島県告示第57号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり九州地方整備局長の認可の告示があった。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 伊集院都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・4号 郡中央通り線
- 2 施行者の名称  
鹿児島県
- 3 事務所の所在地（事務所の名称）  
鹿児島市小川町3番56号（鹿児島地域振興局建設部土木建築課）
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
平成17年九州地方整備局告示第65号及び平成24年九州地方整備局告示第81号の事業地のうち大字伊集院町郡字井手原，字草水，字宮脇，字東，字片平下及び字池水流地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成26年12月19日九州地方整備局告示第259号

**公 告**

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に

より鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年1月23日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成27年1月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス鹿屋寿店  
鹿屋市寿四丁目3121番1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成26年8月29日
- 3 意見の概要
  - (1) 駐車場出入口に、停止線や路面表示を行い、横断歩行者の安全を確保すること。
  - (2) 繁忙期は、交通整理員を配置し、歩行者の安全を確保すること。
  - (3) 廃棄物の減量やリサイクルに努めること。
  - (4) 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設並びに鹿屋市環境保全条例に基づく騒音に係る指定施設に該当する場合は届け出ること。
  - (5) 専ら再生物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）以外の一般廃棄物の処理については、鹿屋市一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託すること。
  - (6) 閉店後に、店舗周辺や駐車場が青少年のたまり場となることを防止するため、照明の設置や巡回を行うこと。
  - (7) 届出地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、埋蔵文化財の性格上、工事途中で出土する可能性がある。その際は、現状を変更することなく、速やかに鹿屋市教育委員会文化財センターへ届け出ること。
  - (8) 資材等の運搬等に係る騒音、振動については、周辺住民の理解を得、苦情等については、誠意をもって対処すること。
  - (9) 鹿屋市は鹿児島県屋外広告物条例の適用を受けるため、広告物について申請が必要な場合があること。